

佐監第57号の12
令和5年11月17日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 爲 田 浩

令和5年度財政援助団体等監査報告

佐倉市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

記

第1 監査の対象団体及び所管課

1 出資団体

公益財団法人佐倉国際交流基金
所管課 企画政策部広報課

2 公の施設の指定管理者

(1) 株式会社明日葉

(佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者)
所管課 市民部自治人権推進課

(2) シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

(佐倉市ヤングプラザ指定管理者)
所管課 こども支援部こども政策課

第2 監査の着眼点及び方法

財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかについて、監査等の対象ごとに、次の着眼点に基づき監査を実施するほか、佐倉市監査基準に準拠し、実査、確認、証憑突合、帳簿突合、質問等、通常実施すべき手続を選択し適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

1 出資団体

- (1) 出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- (2) 定款及び諸規程は、整備されているか。
- (3) 資金の運用は、適切に行われているか。
- (4) 財務諸表は、法令等に準拠して作成されているか。

2 公の施設の指定管理者

- (1) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (2) 公の施設の利用促進のための努力は、なされているか。
- (3) 公の施設の管理に係る会計経理は、適正に行われているか。
- (4) 事業の実施は、事業計画書に基づき適切に行われているか。

3 所管課

- (1) 出資目的及び出資金額等は、妥当か。
- (2) 出資団体の経営及び財政状態を把握しているか。
- (3) 指定管理者に対し、適切に報告を求め、審査又は実地調査を実施し、必要に応じ適切な指示を行っているか。

第3 監査の日程

令和5年7月11日から同年11月17日まで

第4 監査の範囲

- 1 財政的援助にかかわる出納及び事務
- 2 団体の出納及び事務

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

※ 指摘事項 : 法令等に違反し、若しくは不当と認められるため、是正を求める事項又は経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）

※ 【措置済み】 : 軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

※ 意見 : 法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員の提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

1 出資団体

ア 指摘事項

提出書類の記載について（（公財）佐倉国際交流基金）

事業報告に関する提出書類の一部に記載誤りが認められた。

提出書類については、同団体の適正かつ円滑な事業運営を確保するためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。

イ 意見

活動資金について（（公財）佐倉国際交流基金、広報課）

（公財）佐倉国際交流基金の活動資金の根源は、基本財産の運用収入と事業収入であるが、低金利が続く状況及び公益財団としての活動形態から、資金的に余裕があるという状況ではない。

各種事業の実施が可能となるよう、今後は、公益法人制度の改正動向も踏まえて、検討・努力されたい。

2 公の施設の指定管理者

（1）株式会社明日葉に関する事項

指摘事項

提出書類等の記載について（（株）明日葉、自治人権推進課）

協定書及び業務基準書に基づき市に提出された提出書類及び市からの通知文において、一部記載誤り等が認められた。

提出書類等については、施設の適正かつ円滑な管理運営を確保するためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。

（2）シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に関する事項

指摘事項

提出書類の記載について（シダックス大新東ヒューマンサービス（株）、こども政策課）

協定書及び業務基準書に基づき市に提出された提出書類及び協定書において、一部記載不備が認められた。

提出書類等については、施設の適正かつ円滑な管理運営を確保するためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。